

# 会 員 規 約



一般社団法人 遺品整理士認定協会

# 一般社団法人 遺品整理士認定協会 会員規約

平成 23 年 10 月 31 日制定

平成 27 年 10 月 27 日改定

平成 28 年 10 月 21 日改定

## <第1章 総則>

### 第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人遺品整理士認定協会（以下、「弊協会」とします）の定款の定める会員となった法人、団体、各事業者または個人に適用されます。

### 第2条（会員）

弊協会の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、本協会の会員制度への入会を申し込み、弊協会が承認したものを会員といたします。

2 会員とは、弊協会の一般会員、賛助会員をいいます。

1. 一般会員 弊協会の活動に参加協力するもので、法人、団体、各事業者または個人。
2. 賛助会員 弊協会の目的事業を賛助し、活動をご支援頂ける法人、団体、各事業者または個人。

## <第2章 サービス>

### 第4条（サービス）

会員は、弊協会の行う以下のサービスを利用することができます。

1. 弊協会の情報紙面をご提供致します。
2. 弊協会のセミナーや会合等へご案内致します。
3. 遺品整理事業について、各種ご相談頂けます。

### 第5条（サービスの一時的な中断）

弊協会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。この場合、弊協会は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力いたしますが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとします。

1. 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
2. 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
3. 戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
4. その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

### 第6条（本会員規約の変更）

弊協会は、将来にわたって、サービス内容及び料金を含め、本規約の一部を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において規定するところによるものとします。

2 本規約を変更するときは、弊協会はその内容を会員に公開します。会員は、当該通知が行

われた日に変更された本規約に合意したものとみなされます。

### <第3章 入会申し込みと契約>

#### 第7条（申し込み）

入会を希望するものは、弊協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上弊協会に提出し、入会を申し込むものとします。

#### 第8条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

1. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
2. 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
3. 過去に弊協会から会員資格を取り消されたことがある場合
4. その他、弊協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

#### 第9条（入会金、会費等の納入）

会費は年会費制とし、原則として、弊協会発行の請求書による前納一括払いとします。

- 2 入会金は定めがあるものについては入会時に一括払いとします。
- 3 入会金及び会費は、以下に定めるとおりとします。  
一般会員 入会金 20,000 円 年会費 10,000円  
賛助会員 入会金 50,000 円 年会費 10,000円
- 4 運営特別会費は、弊協会発行の請求書による一括払いとします。

#### 第10条（会費等の払い戻し）

会員並びに協力会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。第5条の場合にも同様とします。

#### 第11条（会員証の発行と管理責任）

弊協会は、会員に会員証を発行します。

- 2 会員証は年会費支払確認後の発行となります。
- 3 弊協会が発行した会員証は会員の責任において管理するものとします。弊協会は会員がこれらを消失、又は第三者に使用されたことによって会員が被る損害について一切責任を負わないものとします。
- 4 弊協会が発行した会員証は第三者と共有することや、第三者への貸与、譲渡は一切禁止します。会員は、これらを第三者に流用されることの無いように各会員が責任を持ってこれを管理するものとします。

#### 第12条（有効期間）

本規約に基づく会員契約期間は、会員証発行日から1年間とします。

- 2 期間満了日の3ヶ月前までに、会員又は弊協会から相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様としま

す。

#### 第13条（変更の届け出）

会員は、その名称、住所、連絡先等弊協会への届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとします。

- 2 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、弊協会はその責任を一切負わないものとします。

#### 第14条（退会）

会員は、弊協会所定の手続により、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も弊協会に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

#### 第15条（サービスの停止）

会員が会費等の支払いを遅延した場合、弊協会は会員に事前に通知することなく、第4条におけるサービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

#### 第16条（会員資格の取り消し）

弊協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

1. 弊協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと弊協会が認めた場合
2. 会費の支払いが会期開始日より3ヵ月以上遅滞した場合
3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 本規約又はその他弊協会が定める規約に違反した場合
5. その他、弊協会が会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

### <第4章 著作権>

#### 第17条（著作権）

サービスによって提供される情報の著作権は弊協会に帰属します。

#### 第18条（情報の二次利用）

サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

### <第5章 一般条項>

#### 第19条（個人情報の取扱い）

弊協会は、会員より申し込み時に提供された個人情報を、弊協会が定める個人情報保護方針に沿って、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用するものとします。

- 2 会員は、退会・取り消しその他事由の如何を問わず会員資格を失った場合、会員の氏名・

住所などの個人情報一切を弊協会において一般に公開・開示することに予め同意する。

#### 第20条（損害賠償）

弊協会は、サービスの内容、提供の中断、提供中の事故等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。

2 会員はサービスの利用に基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に弊協会を当事者等として関与させないことに同意するものとします。

3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊協会に損害を与えた場合、弊協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

#### 第21条（適用法）

弊協会がサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とします。

#### 第22条（専属的合意管轄裁判所）

弊協会と会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を利用者と弊協会の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本会員規約は、平成23年10月31日から施行し、同日から適用する。

附則 本会員規約は、平成27年10月27日から施行し、同日から適用する。

附則 本会員規約は、平成28年10月21日から施行し、同日から適用する。